

■ 宿泊税の制度設計

	具体的内容
税の名称	宿泊税
税導入の目的	県は、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、観光旅客の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。
想定される税収の用途	(1)安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全） (2)県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 (3)観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり (4)観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 (5)地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進 (6)市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）
課税客体	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊
納税義務者	沖縄県内の宿泊施設における宿泊者
徴収方法	宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収の便宜を有する者による特別徴収
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金
課税免除	(1)学校教育法第1条に規定する学校が実施する修学旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者 (2)学校に相当する外国の教育施設等が沖縄県に所在する学校の学生等と交流を行うことを目的に実施する旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者
税率	定率2%（ただし、税額2,000円を上限とする） ※県と併せて市町村が宿泊税を課す場合 県税：定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。） 市町村税：定率1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）
税収規模試算	約77.8億円（うち徴税コスト約4.6億円※特別徴収義務者への報償金に加え、人件費等を含む）
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%